

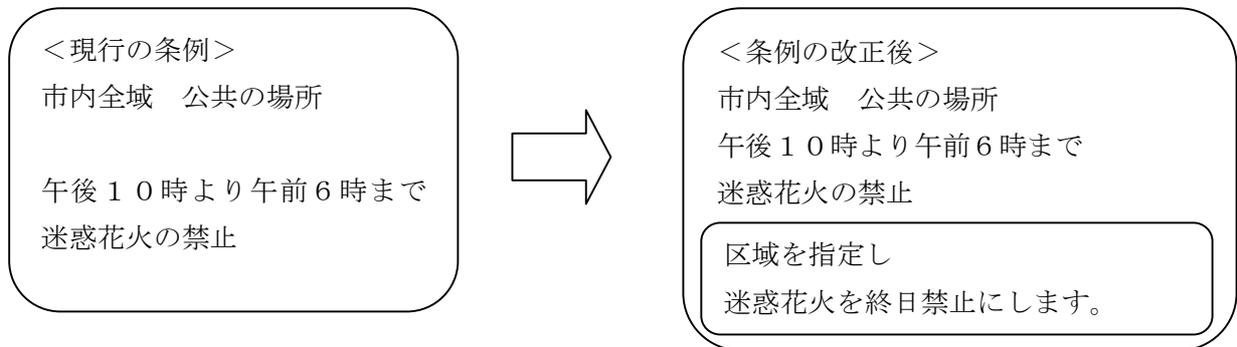
# 迷惑花火の禁止区域を指定する 「快適な市民生活の確保に関する条例」の一部改正について

西宮市 環境局 環境総括室 環境学習都市推進課

## 1. 条例改正の目的

「快適な市民生活の確保に関する条例」は、市民の平穏で清潔な日常生活の維持について必要な事項を定めることにより、快適な市民の生活環境を確保することを目的とした条例です。

今回の条例の一部改正は、従来から公共の場所において、午後10時から午前6時までの間、迷惑花火禁止をしておりますが、特に人が集まり、花火の行為にともなう大声や爆音などの迷惑行為、花火ごみが散乱するなどの被害が集中する一部の区域において、終日、迷惑花火を禁止する区域が指定できるよう条例を改正するものです。



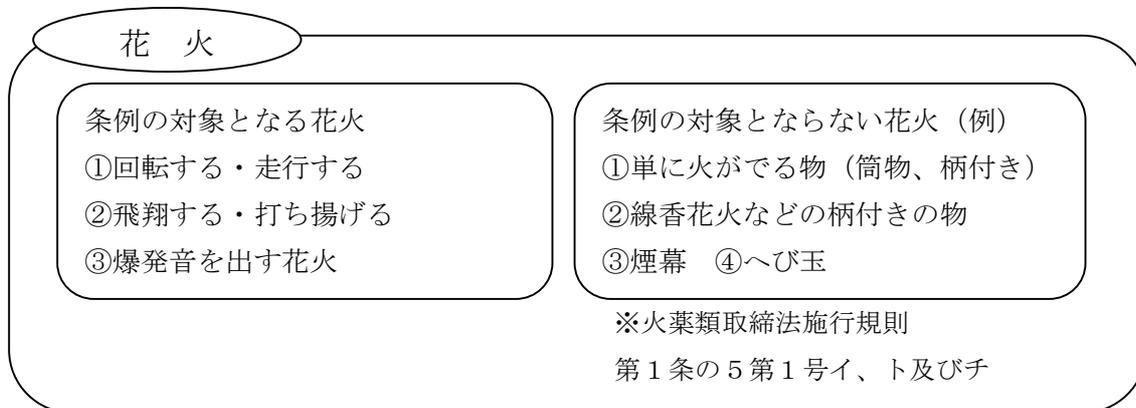
## 2. 条例の対象となる花火

本条例は、すべての花火を禁止するものではなく、使用する場所と使用方法によっては、近隣の迷惑となるような回転する・走行する・飛翔する・打ち揚げる・爆発音を出す花火を対象としております。このパブリックコメントでは、便宜上、いわゆる「迷惑花火」と呼ぶこととします。

### 快適な市民生活の確保に関する条例（抜粋）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(2) 花火 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火（火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5第1号イ、ト及びチに規定するものを除く。以下「がん具煙火」という。）の爆発又は燃焼をいう。



### 3. 「快適な市民生活の確保に関する条例」一部改正（案）概要

関係する現行条文 現在適用の内容となります。

定義 (第2条関係)	条例の対象となる花火とは 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火（火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5第1号イ、ト及びチに規定するものを除く。）
夜間花火の制限 (第8条関係)	何人も、午後10時から翌日の午前6時までの間においては、公共の場所で花火をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 法令による許認可を受けた場合 (2) その他市長が特に支障がないと認めて許可した場合
違反者への 勧告及び命令 (第9条関係)	違反者に対し、花火の中止を勧告し、又は命ずることができます。
罰則 (第28条関係)	第9条の規定に基づく命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処されます。

現行条文に以下の内容を追加および適用する内容となります。

禁止区域の設定	(花火禁止区域の指定等) 市長は、花火を特に禁止する必要があると認める区域を、花火禁止区域として指定することができる。 2 市長は、必要があると認めるときは、花火禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。 3 市長は、前2項の規定により花火禁止区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。
---------	---

\*改正条例内容は、パブリックコメントの実施後、改正（案）の審査を行う関係上、審査の過程において、その趣旨を改変しない範囲で表現の修正を行う場合があります。

\*本条例の文中に「花火」とあるものは全て「迷惑花火」のことをいいます。

### 4. 花火禁止区域の指定予定地

市では、迷惑花火の禁止区域として、甲子園浜、御前浜、香櫨園浜とその周辺を予定しております。

### 5. 条例改正後の事務フロー

- ・該当する自治会などへの説明
- ・花火禁止区域の告示
- ・標識設置

### 6. スケジュール

- ・平成29年12月市議会定例会へ条例改正の上程 予定
- ・平成30年7月1日施行 予定